



## 社会安定か、産業振興か、そもそも二項対立なのか II 情報流通の加速化を受けた島嶼東南アジア各国の対応

一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）

情報通信研究部 研究主幹 宇高 衛

PartI では、イスラム国（Islamic State of Iraq and Syria: ISIS）等、社会に対して脅威を与えるような組織や個人による情報発信に対する各国の対応を紹介した。本稿においては、センシティブな取り扱いが必要となる情報流通に対する東南アジア主要国の対応について紹介する。

### 各国でのインターネット・コンテンツへの対応

ISIS といった国際社会への挑戦を顕わにする組織の情報を遮断することについては、広範囲な合意を形成することは難しくない<sup>1</sup>。しかし、新しいメディアの成長は、各国において表現の自由とメディア規制の問題を表面化させる。なぜなら、情報には二面性があり、グループ A にとっては有用だけれども、グループ B にとっては好ましくない性格のものが多数存在するからである。情報の取り扱いをめぐって、様々な立場が交錯することは、われわれも毎日のように直面している事態である。

世界的に利用者の多い写真投稿 SNS 「Instagram」においては、利用規約の基本規定<sup>2</sup>を巡って、表現の自由を求める利用者との議論が尽きないとされている<sup>3</sup>。また、他の SNS においても状況は同様だと想像される。サイバー空間の公共性が強まることによって、表現行為に対する規制が、法的な手段や自主規制を含め、議論されるのは健全なことだと考える。

大きな流れを見れば、東南アジア各国において、政治に関する発言状況は、1900 年代後半に比べ、より自由な方向に向かう傾向にある。スハルト政権下<sup>4</sup>のジャカルタとジョコウィ<sup>5</sup>のジャカルタを比べればそれは明らかであるし、ミャンマーでは 2010 年を境に言論の自由度をめぐる状況は明らかに違ってきている。

そして、インターネットの普及は、東南アジア地域にも、新しいコミュニケーション行動を確実にもたらしている。サイバー空間における情報の取り扱いについては、現状では電波メディア規制に準ずるような厳しい対応がとられる傾向がある。近年のスマートフォンの普及やサイバー空間の情報伝搬力から考えるに、この傾向は十分理解できる<sup>6</sup>。

以下では、島嶼東南アジア各国<sup>7</sup>の最近の動向について紹介する。

<sup>1</sup> 宇高 衛「社会安定か、産業振興か、そもそも二項対立なのか I」

<http://www.fmmc.or.jp/report/reportview.html?id=666&SRC=REPORT>

<sup>2</sup> 「2.利用者は、本サービスを通じて、暴力的、裸体が写っている、部分的に裸体が写っている、差別的、不法的、侵害的、憎悪的、ワイセツ的、性的に露骨な写真もしくはその他のコンテンツを投稿することはできません。」

[https://help.instagram.com/478745558852511/?ref=hc\\_fnav](https://help.instagram.com/478745558852511/?ref=hc_fnav)

<sup>3</sup> たとえば、以下を参照 [http://www.huffingtonpost.jp/techcrunch-japan/instagram\\_nude-share\\_b\\_7094450.html](http://www.huffingtonpost.jp/techcrunch-japan/instagram_nude-share_b_7094450.html)

<sup>4</sup> スハルト氏が政権を担っていたのは、1967-1998 年

<sup>5</sup> Joko Widodo 大統領の愛称

<sup>6</sup> 本稿は、言論の自由の是非を問うものではなく、現況を紹介する目的で執筆されている

<sup>7</sup> ミャンマー（バングラデシュ国境地域を含む）、タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、フィリピンを島嶼東南アジアと呼ぶ。



## 1. マレーシア

マレーシアでは、さまざまな経営上の失敗が重なり業務不全に陥っている 1Malaysia Development Bhd (1MDB)に関連して、ナジブ首相の口座に対して不明朗な資金の流れがあったことをウォール・ストリート・ジャーナルが報道したことから、大きな議論が始まった。首相側は、この資金に関して、サウジアラビアからの援助だと説明を試みているが、国民の理解は得られず、2015年10月には国会の議題として取り上げられ、2016年8月時点でも新旧の権益グループの政争の具となっている<sup>8</sup>。この資金の流れに関して、揣摩臆測や流言飛語を含んで様々な情報の流通がインターネットを通じて拡散し、ナジブ政権はその対応に苦慮した。

また、別事例として、2015年7月にはクアラルンプールの商業モール LawYat Plaza でマレー系住民が差別的な扱いを受けたとされる情報が SNS を通じて拡散し、暴動が起こり、人種間の緊張が高まった<sup>9</sup>。こうした SNS をめぐる虚偽の可能性のある情報の拡散への対抗措置として、マレーシア政府は「通信マルチメディア法」や「治安維持法」の適用により、Web サイトへの接続停止や出版停止の処分を下している。

2015年7月の内閣改造で任命された通信マルチメディア大臣 Salleh Said Keruak 氏は、インタビューで<sup>10</sup>、サイバー関連法改正でのポータルニュースサイトの免許制への移行や、通信マルチメディア委員会 (Communications and Multimedia Commission: CMC) に「国益を損なう」ウェブサイトへの接続を停止させる権限を持たせるなどの規制強化などについてコメントしている。大臣は「この規制変更は 1998 年に制定されたサイバー法をその後の技術革新の変化に合わせて改正するもの」で、昨今の SNS での政府批判などを反映したものではないとしている。なお、現行の法制度下でのオンライン情報規制は、CMC ウェブサイトにまとめられている<sup>11</sup>。

1MDB に関し、虚偽の情報を流し国民からの苦情を受けているとして、通信マルチメディア法に基づき<sup>12</sup>Sarawak Report の Web サイトに対するアクセスが、7月19日より停止された。同サイトはマレーシア国内に当該データを置いておらず、事務所も英国にあるため、マレーシア警察は、刑法違反<sup>13</sup>で代表者に対する逮捕状を請求し、国際指名手配している。

また、2016年2月には CMC が通信マルチメディア法に基づき The Malaysian Insider (TMI) 紙のウェブサイトへの接続を停止し<sup>14</sup>、この措置の合法性を巡って大きな議論が起こった<sup>15</sup>。

一方で、ネットではなく印刷メディアの世界においては、The Edge Media Group が、1MDB に関する虚偽の報道をしたとの理由で7月に2つの金融系の雑誌に対して課された内務省による3か月間

<sup>8</sup> 2016年7月20日、米国司法省は、1MDB が米国で所有している資産が、政府系ファンドの不正資金流用にあたる疑義があるとしてロス・アンジェルス地裁に告訴した。これによって、1MDB の疑惑が米国において明らかにされる可能性がある。

<sup>9</sup> <http://www.channelnewsasia.com/news/asiapacific/several-injured-after-mob/1980020.html>

<sup>10</sup>

<http://www.themalaymailonline.com/malaysia/article/online-abuse-of-free-speech-makes-new-internet-laws-necessary-minister-says>

<sup>11</sup> <http://www.skmm.gov.my/FAQs/Online-Content-Problems/What-are-the-steps-required-for-me-to-lodge-compla.aspx>

<sup>12</sup> 第 211 条 (侮辱的な表現の禁止) 及び第 233 条 (不適切なネットワーク設備やサービスの利用) を適用

<sup>13</sup> 第 124 条 (議会の成員に対する攻撃) のいくつかの項を適用。

<sup>14</sup> <http://www.newsjs.com/url.php?p=http://news.asiaone.com/news/malaysia/unfair-block-malaysian-insider-say-groups>

<sup>15</sup> たとえば <http://www.themalaymailonline.com/malaysia/article/mcmc-has-no-power-to-block-tmi-lawyers-say>

の発行停止命令を不服として即時提訴し、法定で争った。9月22日に、高裁は、発行停止を不当とし、政府に1万5,000リンギットの支払いを命じた。政府は、上級審へこの事案を持ち込んだが、法院は受理せず、判決が確定した<sup>16</sup>。ウェブサイトの接続停止、およびこの出版停止をめぐる、処分撤回の署名等の活動が、主に Twitter 等の SNS サイトで展開された<sup>17</sup>。



## 2. インドネシア

インターネット上のコンテンツをめぐる議論は、インドネシアでも盛んに行われている。同国はイスラム教国ではないものの<sup>18</sup>、85パーセント程度の国民がイスラム教徒であり、イスラム教は、他宗教と比べ、生活上の様々なタブーが設けられていることで知られている。イスラム教の戒律を守るためには、偶像崇拜禁止に始まりポルノの禁止など、映像に関するタブーがたくさんあることが想起される。

近年のインターネットとその検閲をめぐる議論の発端となったのは、2014年5月に政府が国内のISPにAssociated Pressの提供するすべての動画サイトをブロックするよう指示したことである。Associated Pressの提供するVimeoに掲載された動画が、インドネシアの反ポルノ法に抵触していることが指示の根拠となっている。一方で、該当のビデオを掲載したURLのみをブロックするのではなく、サイトすべてをブロックしたことについて、行き過ぎではないかという意見が国内外から出た。政府は、それに対してAssociated Pressの提供するサイトには約15,000件の違法情報が掲載されていると反論した。その後、世界的な発信力のあるVimeoへのアクセス禁止について、インドネシアのクリエイター達や言論の自由を求める人々の抗議が続いた。11月に入り、新任の通信情報相Rudiantara氏が、インドネシア法を尊重するという条件付きでVimeoに対するアクセス禁止を解く方向で事態の收拾を図った。

また、2016年1月、インドネシアの最大手の電気通信事業者Telkomは、グループ企業からのNetflixへのアクセスをブロックすることを発表した。Telkomはその理由を「Netflixは、インドネシアで番組を提供するために必要な免許を保有しておらず、加えて、国内では違法とされるコンテンツがアップロードされている<sup>19</sup>」としている。この動きについて通信情報省は、Netflixがどのように規制されるべきか、放送規制委員会と調整を行っているところであり、28日付で放送事業者に対して、免許条件を順守するように勧告した。続いて2月には、ポルノや社会の風紀の乱れ<sup>20</sup>を助長するコンテンツを含むとして、そうしたコンテンツを排除するまでTumblrへのアクセスを禁止することが通信情

<sup>16</sup>一方で、内務省は、損害の認定について争ったが、これも2016年8月時点で二審に当たる控訴裁で、敗訴している。

Straits Times “Damages for suspending The Edge: Ministry loses appeal” AUG 31, 2016,

<sup>17</sup> The Edge Media Groupが提供していたThe Malaysian Insider (TMI)のインターネット・ニュースサイトについては、2016年3月に2014年以降の累積赤字が1,000万リンギットを超過したため、サイトを閉鎖する旨の発表があった。この閉鎖を巡っても、様々な議論がなされている

<sup>18</sup> イスラム法に則って国家運営がなされることやイスラム教のみを国教と明文化している国をイスラム教国と考える

<sup>19</sup>たとえば、取り扱いが非常にセンシティブな「9月30日事件」を扱ったドキュメンタリー映画「The Act of Killing」がアップロードされている

<sup>20</sup>同性愛者、両性愛者、出生時に法律的・社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人(Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender : LGBT)は、イスラムの教義と相容れない。最近、LGBTを性の在り方の一形態として認める国が増えてきている中、インドネシアにおいては大きな議論となっている

報省から発表された。

インドネシアは、ポルノやギャンブルに関する情報がメディアを通じて流布することを禁止しており<sup>21</sup>、また、多様な民族から構成される国家であるために、宗教や人種に関する意見や情報の流通に関しても前述のように厳しく目配りをしている。

厳しい規制をかけている一方で、コンテンツ規制の判断基準が明確に示されていないことが、議論を大きくした。望ましくないコンテンツを掲載するインターネット・サイトを規制するための情報通信大臣令<sup>22</sup>では、約 75 万のサイトをアクセス禁止とした。映像表現を扱ったコンテンツについては、ポルノか芸術かといった議論もあり、もともと線引きが難しい問題であるうえ、規制強化か緩和かの議論は今後も形を変えて問題化すると思われる。



### 3. タイ

タイでは、農村部にその主要支持基盤を持つグループ（主に赤色をシンボルカラーとして行動する）と、バンコク首都圏に主要支持基盤を持つグループ（主に黄色をシンボルカラーとして行動する）の間で、2006 年以降激しい綱引きが行われた結果、政治がこう着状態に陥り、2 度にわたって憲法と議会が停止した。2016 年 10 月現在は、2014 年に行われたクーデターにより、軍事政権下にあり、国民投票を通じて新憲法が承認されたものの、様々な統制がなされており、インターネット上の情報流通に関しても例外ではない。たとえば、2015 年 8 月には、Facebook への 6 つの書き込みが不敬罪にあたるとして、タイ在住の男性が懲役 30 年の判決を受けた。また、2015 年 12 月には、SNS 上での書き込みが騒乱教唆にあたるとして 1 人を、さらに 2016 年 3 月には特定の勢力に肩入れするような図画を広めたとして 1 人を告発している<sup>23</sup>。

Prayuth Chan-ocha 政権は、「国家平和秩序維持委員会」によって国家の全権を掌握し、「我々には民主主義が必要だ。しかし、これまでのような政治混乱を繰り返すわけにはいかない。総選挙までの 1 年半の間に、そのことを考えねばならない<sup>24</sup>」として、2017 年まで Prayuth 暫定首相が政権を維持することとなっている。

こうした流れの中、2015 年 9 月には、内閣が情報通信省に対し、単一のインターネット・ゲートウェイの設置を命じた。これは、「不適切なウェブサイトを開鎖し、国外からの治安に影響するような情報を遮断するため」と説明されている。しかし、ネットでの反応は「タイでの Great Firewall の設置には絶対反対」であり、内閣の命令が公になった 30 日には、情報通信省を含むいくつかの政府機関のウェブサイトが DDos 攻撃によって、数次のシステムダウンに陥った。タイでは、2006 年までは政府管理下の単一のゲートウェイから国外へのアクセスがなされていたが、自由化に伴い官民で 10 のゲートウェイが設置されている。

10 月 15 日に政府は、この施策は一旦取り下げた。しかし、20 日になって、志願者を集めてインターネット上の不適切な情報を取り締まる部隊を国軍内に設置することを発表し、議論を呼んでいる。

<sup>21</sup> Law No. 44 of 2008 反ポルノ法、Law No. 7 of 1989 宗教司法行政法等

<sup>22</sup> Ministerial Decree No. 19/2014

<sup>23</sup> 双方のケースにおいて、容疑は「刑法」116 条及び「国家コンピューター法」14 条違反とされている

<sup>24</sup> 朝日新聞 平成 27 年 12 月 24 日 ウェブ版

2016年10月のBhumibol Adulyadej 国王の崩御に伴い、情報通信省は電気通信事業者に対し、インターネット上の王権に対する不敬な書き込みに留意するよう指示を行った。主要な移動通信事業者は、契約者に対し、SNS上での書き込みを含め、王権に対する発言については十分な敬意を払うよう求めている<sup>25</sup>。

#### 4. その他の国の状況

---

2011年の民政移管後、厳しい言論統制の枷が段階的に緩められつつあるミャンマーにおいては、ウェブサイト上やSNS上の表現をめぐる多くの逮捕者が出ており、2015年11月の総選挙前後ではその動きが顕著だったようである。

たとえば、15年10月中旬にNGOメンバーが、Facebook上で政権批判の書き込みをした容疑で逮捕され、12月に禁固6か月の判決を受けた<sup>26</sup>。ニュースによると、「2013年電気通信法」が適用されるとされ、法のネットワークを利用した強要、脅迫、妨害、中傷、好ましからざる影響の禁止について違反しており、最大3年の禁固刑がありうるとしていた。

シンガポールでも、10代のブロガーが、イスラム教徒やキリスト教徒を侮蔑するポストを行ったとして、2016年8月時点で、8件の罪で訴えられている<sup>27</sup>。このケースでは、警察による再三の警告に従わず、保護観察下にあるのに無断で国外に出ているために罪状が増えているものの、多民族国家においては、社会を不安定にさせるような意見表明に関しては、徹底した管理が図られる事例とみならずことができる。

シンガポールは、2016年10月に長期的にサイバー空間を安全な場所とするための青写真として「国家サイバー・セキュリティ戦略」<sup>28</sup>を発表して、来年中にはサイバー・セキュリティ法案を国会に上程する予定である。この法案を通じて、ネット上の言論のあり方を政府がどのように考えるかが明らかになるだろう。

インターネットの普及、とりわけスマートフォンの普及によって、メディアの到達力は増しているし、個人の発信力も桁違いに拡大している。一方では、政府による規制のみならず、「ネット民」による圧力や自主的な規制もあり、「モノ言えば唇寒し」の状況も拡大しているようであり、この傾向は、東南アジアの開発途上国に限ったものではない<sup>29</sup>。

東南アジア諸国においては、どちらかといえば、政府は情報通信産業の拡大のためにインターネット空間での言論を自由にするよりも、秩序の維持は必要だと考える傾向にある。

<sup>25</sup> Straits Times, Oct 16, 2016, "Thai Internet operators urge customers to report royal insults"等

<sup>26</sup> <https://www.amnesty.or.jp/en/get-involved/ua/ua/2015ua228.html>

<sup>27</sup> <http://www.straitstimes.com/singapore/courts-crime/amos-yee-back-in-court-over-offensive-videos> 等

<sup>28</sup> <https://www.csa.gov.sg/news/publications/singapore-cybersecurity-strategy>

<sup>29</sup> たとえば、The Economist "The muzzle grows tighter" June 4-10, 2016